

労災保険の手続き

労災事故発生

適用事業場であること
被災者が労働者か特別加入者であること
業務上災害か通勤災害であること

現認者がいるか
医療機関で治療をうけているか

事故の概況・被災状況の把握、現場確認等

事故報告書等の作成

- ① 社内:事故災害、現認書の作成
- ② 死傷病報告(労働基準監督署へ提出)
休業4日以上(安様式23号)遅滞なく
休業4日未満(安様式24号)3か月以内ごと
- ③ 事故報告(労働基準監督署へ提出)安様式22号
火災爆発、倒壊崩壊、車両逸走等の事故
- ④ 第三者行為災害届(労働基準監督署へ提出)
事故の相手方、加害者がいる場合

死亡

負傷・疾病

治療 療養

療養(補償)給付の申請(労働基準監督署へ提出)

労災指定病院

- 業務災害(労保様式5号)療養給付の申請
- 通勤災害(労保様式16号の3)療養(補償)給付の申請
- 業務災害(労保様式7号)療養給付の申請
- 通勤災害(労保様式16号の5)療養(補償)給付の申請

労災指定病院以外

療養のための休業

休業4日以上(休業災害)

休業(補償)給付の申請(労働基準監督署へ提出)

- 業務災害(労保様式8号)休業給付の申請
- 通勤災害(労保様式16号の6)休業補償給付の申請
- ◇ 休業期間1か月ごとに労働基準監督署に請求
- ◇ 休業初日から3日までは会社が補償
- ◇ 通勤災害は、休業補償不要。ただし、有給休暇の利用可。
- ◇ 休業4日目から、労災補償保険の給付を請求する。

1年6か月を経過しても治らないとき

傷病(補償)給付

請求せず。労働基準監督署が決定する。

治癒(症状固定)したが、障害が残ったとき

障害(補償)給付の申請(年金/一時金)

(労働基準監督署へ提出)

- 業務災害(労保様式10号)障害年金一時金給付の申請
- 通勤災害(労保様式16号の7)障害年金一時金給付の申請

死亡したとき

遺族(補償)給付の申請(年金/一時金)(労働基準監督署へ提出)

- 業務災害(労保様式12号)障害年金給付の申請
- 業務災害(労保様式15号)障害一時金給付の申請
- 通勤災害(労保様式16号の8)障害年金給付の申請
- 通勤災害(労保様式16号の9)障害補償一時金給付の申請

遺族年金
遺族一時金
葬祭料
を請求する

葬祭料・葬祭給付の申請(労働基準監督署へ提出)

- 業務災害(労保様式16号)葬祭料・葬祭給付の申請
- 通勤災害(労保様式16号の10)葬祭料・葬祭給付の申請